

高槻市 介護予防・日常生活支援総合事業 説明会資料

平成28年11月1日・2日
高槻市健康福祉部
長寿生きがい課

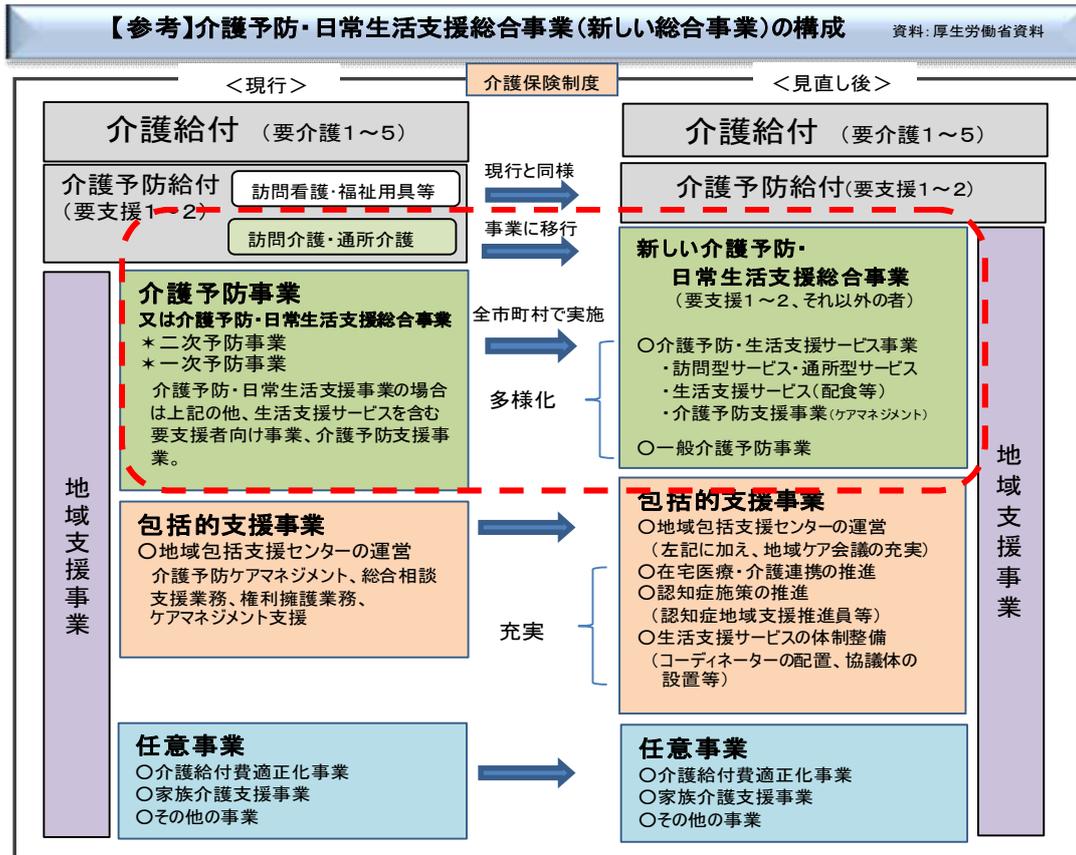
※ 本資料は現時点での案であり、今後変更が生じる場合があります。

1.	総合事業の概要	
	総合事業の背景	・ P. 3
	総合事業の目的	・ P. 4
2.	高槻市が実施する介護予防・生活支援サービス事業の概要	・ P. 5
	高槻市が実施する総合事業の構成	
	対象者	
	利用の流れ	
	対象者が利用できるサービス	
	事業対象者について	
	実施時期	
3.	高槻市が実施する介護予防・生活支援サービス事業の内容	
	訪問型サービス（第1号訪問事業）	・ P. 12
	介護予防訪問サービス	
	生活援助訪問サービス	
	通所型サービス（第1号通所事業）	・ P. 19
	介護予防通所サービス	
	短時間通所サービス	
	介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）	・ P. 25
	サービスの併用について	
4.	介護予防・生活支援サービス事業における利用者負担と請求関係	・ P. 30
	日割り請求の適用について	
	利用者の負担軽減について	
	給付制限について	
	サービスコード	
	事務請求の流れ	
	住所地特例対象者等へのサービス提供について	
5.	事業者指定について	・ P. 34
6.	総合事業の実施において準備する必要があると想定される事項	・ P. 35
7.	一般介護予防事業	・ P. 36
8.	その他	・ P. 37
	要介護認定に係る認定有効期間の見直し	
	総合事業従事者養成研修について	
9.	今後のスケジュール	・ P. 38

1. 総合事業の概要

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴う平成 27 年 4 月の介護保険法の改正により、同法に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）は、全ての市町村に実施が義務付けられました。高槻市では平成 29 年 4 月から実施します。

総合事業は、介護予防訪問介護・介護予防通所介護を移行し、要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」（介護保険法に基づく第 1 号事業）と、第 1 号被保険者等が対象になる「一般介護予防事業」から構成され、市町村が中心となって、地域の実情に応じ、従来のサービスに加え、多様な主体の参画による多様なサービスを提供できる仕組みに見直されました。



予防給付によるサービスのうち介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援の一部が、「介護予防・生活支援サービス事業」に移行します。それ以外の予防給付については、総合事業実施後も、今までどおり、予防給付によるサービスとして提供されます。

【予防給付から総合事業に移行するサービス】

- ◆ 介護予防訪問介護
- ◆ 介護予防通所介護
- ◆ 介護予防支援の一部

【引き続き予防給付で提供されるサービス】

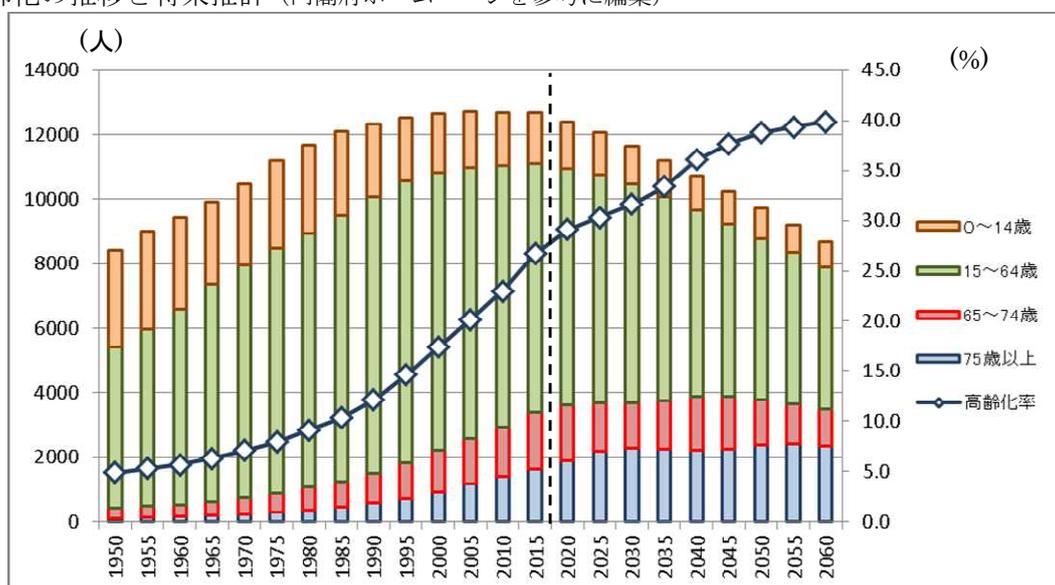
- ・訪問看護・訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所療養介護・居宅療養管理指導
- ・特定施設入所者生活介護
- ・短期入所者生活介護・訪問入浴介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・福祉用具貸与・福祉用具販売
- ・住宅改修 など

総合事業の背景

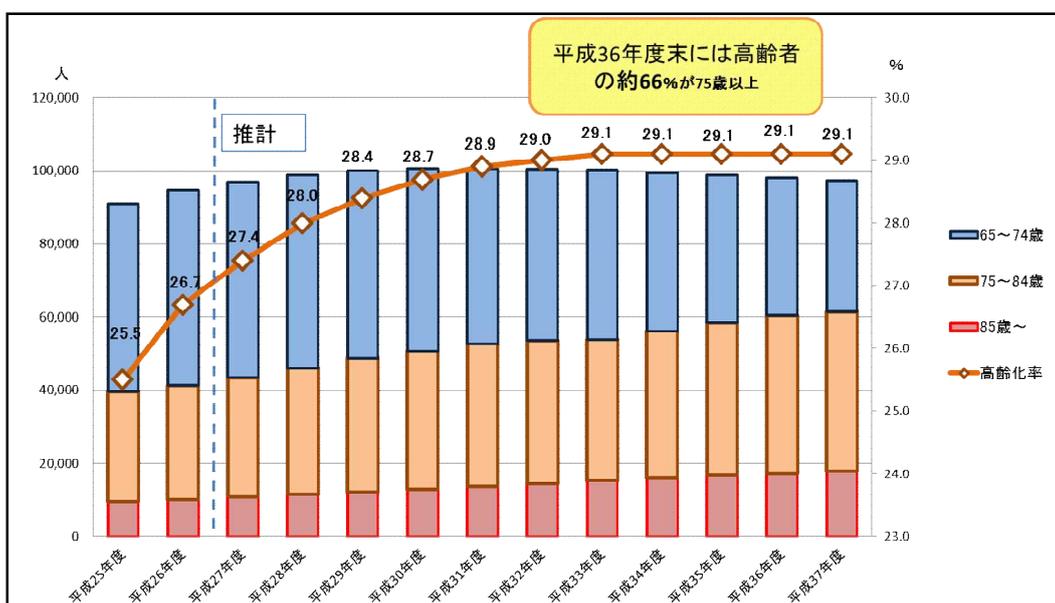
- ◆ 要介護リスクが高くなる後期高齢者人口は、今後 2025 年に向けて増加し続け、一方で生産年齢人口は継続的に減少し続けることが予測されます。
- ◆ ひとり暮らし、高齢者のみ世帯・認知症の方の増加により生活支援ニーズは、人口増加以上に急速に高まることが予測されます。
- ◆ 在宅介護のニーズが増加するなかで、それを支える専門職の増加は、要介護認定者の増加に対応できるほどは期待できないと予測されます。
介護人材は 2025 年には、現在のペースでは約 38 万人不足すると厚生労働省は試算しています。

このため、団塊の世代が 75 歳以上となる、2025 年に向けて、高齢者が住み慣れた地域で人生の最後まで自分らしい暮らしを続けていけるよう地域の实情に合わせた仕組み（地域包括ケアシステム）を構築することが求められています。

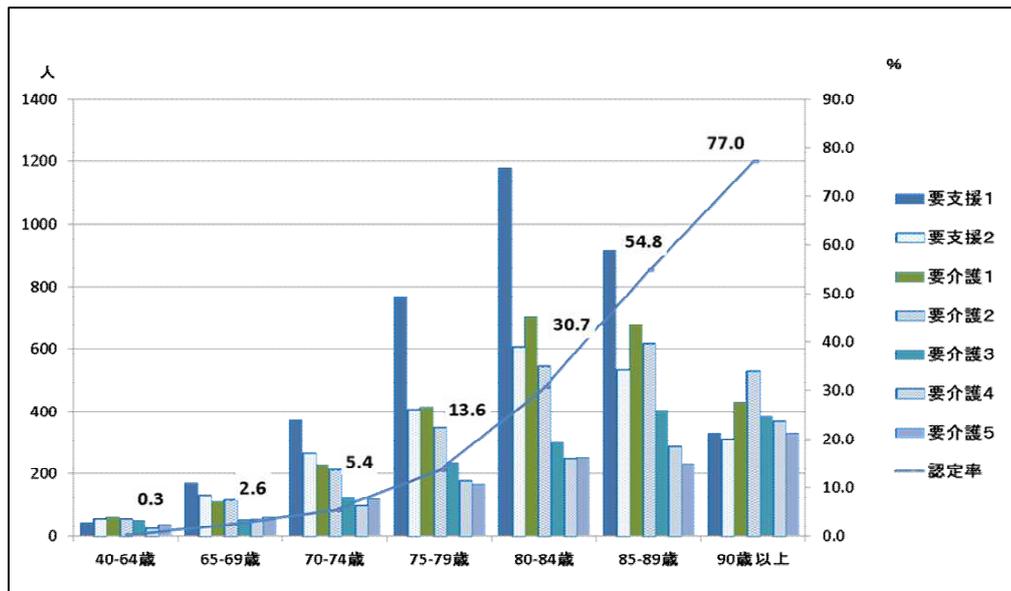
高齢化の推移と将来推計（内閣府ホームページを参考に編集）



高槻市の高齢者人口と高齢化率の推移（資料：高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成 27 年 3 月））



高槻市の年齢別要介護等認定率（資料：高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成27年3月））



総合事業の目的

総合事業では後期高齢者の増加や生活支援ニーズの増加、担い手不足に対して対応するため、市町村が中心となり、地域の実情に応じて、多様な主体による多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的としています。

高槻市でも、後期高齢者の増加や生活支援ニーズの増加など、全国と同様の状況がみられ、2025年に向けて、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で元気に生活できるよう、地域づくりを目指します。

介護予防の強化

本人の自発的な参加意欲に基づく、持続性のある効果的な介護予防を実践する

地域における自立した日常生活のための体制整備

地域の多様な主体による多様な生活支援を地域の中で確保し、専門職は中重度の支援に重点化する

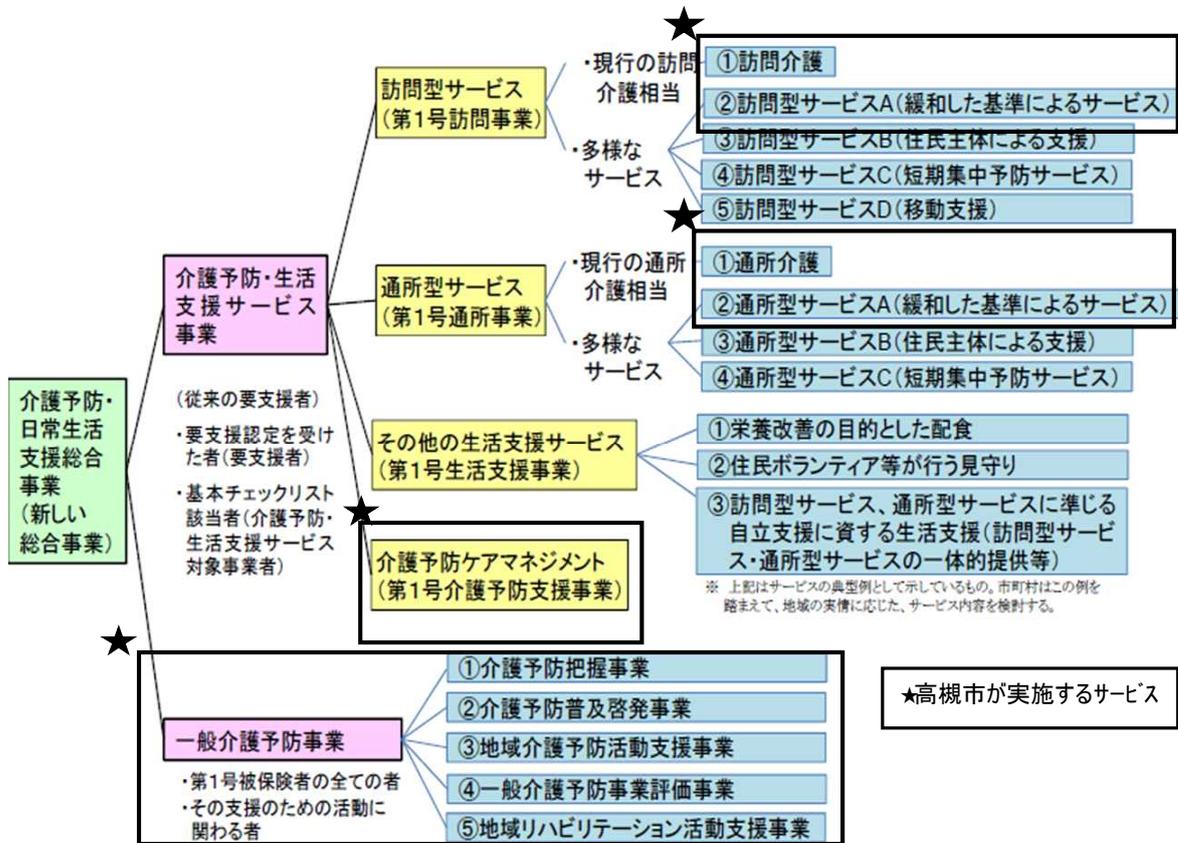
自立支援の推進

適切なケアマネジメントのもと、総合事業利用者の身体状況等の悪化防止や改善を推進する

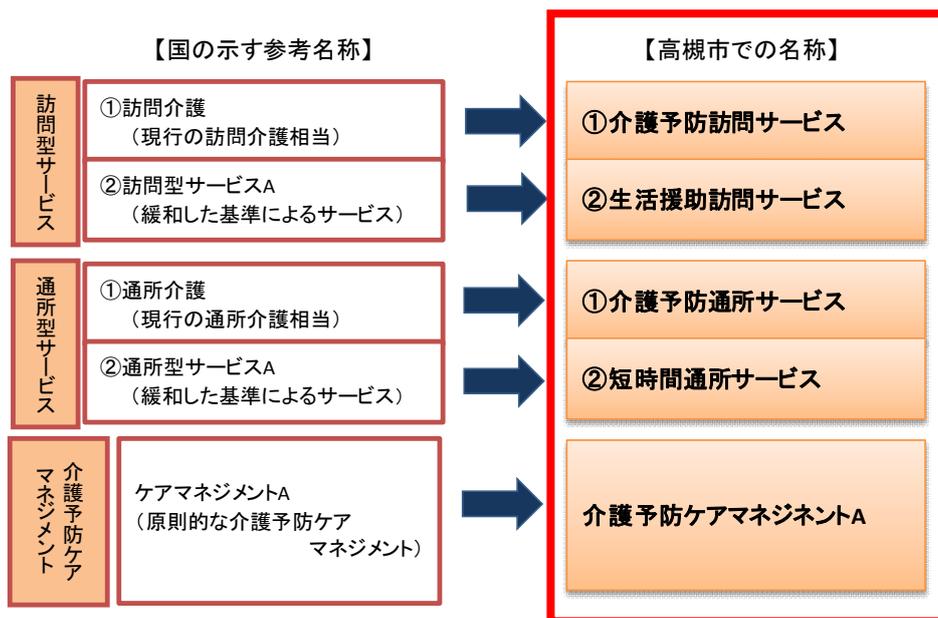
2. 高槻市が実施する介護予防・生活支援サービス事業の概要

高槻市が実施する総合事業の構成

【構成図】



高槻市では、国の示す構成図（上図）のうち、★枠線内の事業を実施します。
総合事業の実施に伴い、介護予防・生活支援サービス事業の名称を以下のように定めます。



対象者

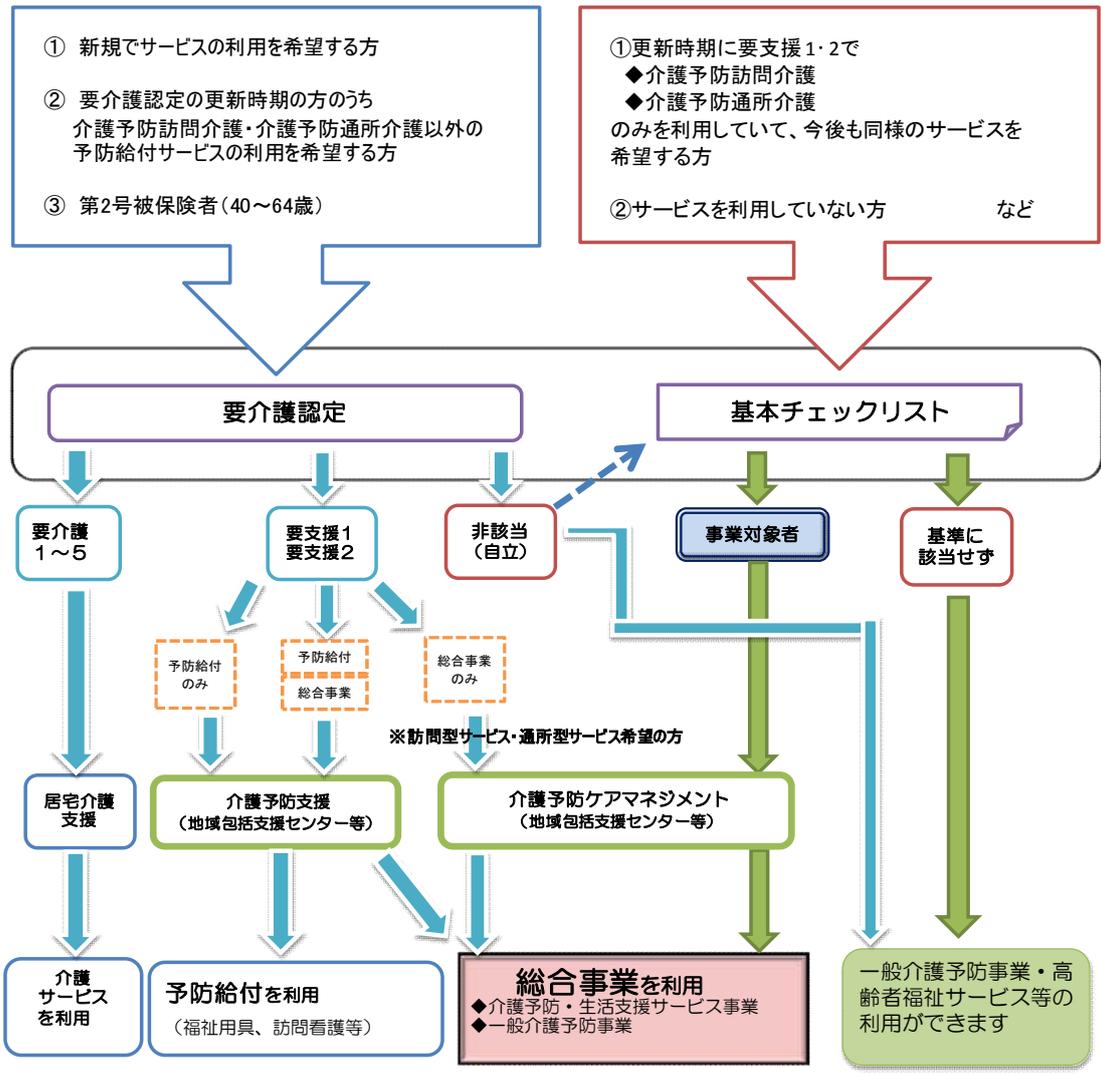
介護予防・生活支援サービス事業の対象者は「要支援者」と「事業対象者」です。

- ◆ 要支援者
平成 29 年 4 月 1 日以降に、新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方。
(認定有効期間の開始年月日が平成 29 年 4 月 1 日以降の要支援者)
- ◆ 事業対象者 (65 歳以上の第 1 号被保険者のみ)
平成 29 年 4 月 1 日以降に、基本チェックリスト結果により基準に該当した方。

利用の流れ

- ◆ 新規利用のとき
新規利用者 (要支援認定を受けてない方) が「介護予防・生活支援サービス事業」を利用するには、要介護認定申請を行います。
 - ・結果が要支援→ケアマネジメントに基づき、予防給付及び介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。
 - ◆ 要支援者の認定更新のとき
「要介護認定申請」又は「基本チェックリスト」を選択して行います。
基本チェックリストは、地域包括支援センター (委託を受けた居宅介護支援事業所も可)・市が実施し事業対象者に該当すれば、ケアマネジメントに基づき、介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。
 - i) 要介護認定申請
 - ① 要介護認定の更新時期に要支援 1・2 で、介護予防訪問介護、介護予防通所介護以外の予防給付を利用している、または今後 (概ね 6 ヶ月以内) 利用を予定している方
 - ② 第 2 号被保険者 (40 歳～64 歳)
 - ii) 基本チェックリストを実施
 - ① 更新申請の時期に要支援 1・2 で、介護予防訪問介護、介護予防通所介護のみを利用しており、今後も同様のサービスを希望する方
 - ② 更新申請の時期に要支援 1・2 で、サービスを利用しておらず、今後 (概ね 6 ヶ月以内) のサービス利用の予定のない方
- ※【注意】事業対象者は区分支給限度額が 5,003 単位のため、現在要支援 2 で既に 5,003 単位を超えている方等は要介護認定申請を行ってください。(詳細は P. 9 「事業対象者が利用できるサービス」をご覧ください。)
- ◆ 認定結果が非該当のとき
事業対象者は要支援相当の方と想定されるため、本人の状態に応じて、まずは一般介護予防事業や高齢者福祉サービス等の利用を勧めます。必要に応じて基本チェックリストを地域包括支援センター・市で実施し、事業対象者に該当すれば、ケアマネジメントに基づき、介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

【利用の流れ】



* 上図の「予防給付」は介護予防訪問介護・介護予防通所介護を含みません。

対象者が利用できるサービス

		要支援2	要支援1	事業対象者
予防給付		○	○	利用できない
介護予防・生活支援サービス事業	介護予防訪問サービス(現行相当)	○	○	○
	生活援助訪問サービス(緩和した基準)	○	○	○
	介護予防通所サービス(現行相当)	○	○	○
	短時間通所サービス(緩和した基準)	○	○	○
一般介護予防事業		○	○	○
区分支給限度額		10,473 単位	5,003 単位	5,003 単位

事業対象者について

- **要支援者に相当する状態等**で、25 項目の基本チェックリストの基準に該当した方です。
- 介護予防・生活支援サービス事業の利用ができます。
- 第2号被保険者（40歳から64歳）の方は事業対象者になることはできません。
- 本市では、新規のサービス利用の希望がある方については要介護認定を申請していただきます。
- 要支援の有効期間内において、事業対象者になることはできません。

※事業対象者となっても、状態等の変化により、要介護認定が必要になる場合は、いつでも要介護認定申請を行うことができます。その際には、要介護認定の新規申請の扱いとなります。

手続きについて

- ① 地域包括支援センター（委託の場合は居宅介護支援事業所も可）や市が基本チェックリストを実施
- ② 地域包括支援センター等が市へ必要書類を提出

※ 必要な書類を提出することで事業対象者の被保険者証や負担割合証（未発行の方の場合）が発行され、介護予防・生活支援サービス事業の利用が可能となります。

【手続きに必要なもの】

- 基本チェックリストによる該当結果（参考 P. 10）
- 介護予防ケアマネジメント依頼届出書（平成 29 年度から新設・様式は検討中）
- 介護保険被保険者証

※「基本チェックリスト判定による該当結果」のみでは事業対象者と認定されません。

※ 事業対象者の手続きは原則基本チェックリスト実施日から1ヶ月以内に行ってください。

- ③ 市が介護保険被保険者証を発行

◆事業対象者の介護保険被保険者証のイメージ

- ・ 要介護認定区分等欄：「事業対象者」
- ・ 認定年月日欄：「基本チェックリスト実施日」
- ・ 居宅介護支援事業所等欄：担当する「地域包括支援センター名」

(一)		(二)		(三)	
介護保険被保険者証		要介護状態区分等 事業対象者 平成〇年〇月〇日		給付制限	
認定年月日		認定の有効期間		内容	
平成 年 月 日		平成 年 月 日～平成 年 月 日		期間	
居室サービス		区分支給限度額基準額		開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日	
平成 年 月 日～平成 年 月 日 1月当たり		サービスの種類		開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日	
（うち施設系利用回数等）		施設系認定基準額		●●地域包括支援センター 平成〇年〇月〇日 届出年月日 平成 年 月 日	
認定審査会及びサービスの種類の指定				届出年月日 平成 年 月 日	
被保険者		介護保険施設等		種類	
番号	住所	種類		入所 入院 平成 年 月 日	
フリガナ	氏名	名称		通所 通院 平成 年 月 日	
生年月日 明治・大正・昭和 年 月 日	性別 男・女	種類		入所 入院 平成 年 月 日	
交付年月日 平成 年 月 日		名称		通所 通院 平成 年 月 日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	高槻市				

事業対象者が利用できるサービス

- 介護予防・生活支援サービス（訪問型サービス・通所型サービス）が利用できません。
- 予防給付や介護給付の利用はできないため、予防給付や介護給付が必要な場合、または第2号被保険者は、従来どおり要介護認定が必要になります。

事業対象者の区分支給限度額は、要支援1と同様の5,003単位となります。またサービスによって、要支援2の方しか利用できないサービスもあるため、要支援2の方については、利用しているサービス内容や希望等に注意して、事業対象者の手続きをするかどうかの判断をする必要があります。

<要支援2で要介護認定申請が必要と想定される事例>

- 区分支給限度額が5,003単位を超えている方
- 週2回を超える程度の介護予防訪問介護を利用している方
- 週1回を超える程度の介護予防通所介護を利用している方
- 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護以外の予防給付を利用している方 等

事業対象者の有効期間

- 事業対象者は有効期間が無いため更新手続きなどは不要です。
- 要介護または要支援の認定を受けるまで、事業対象者として介護予防・生活支援サービス事業を利用することができます。
- 介護予防・生活支援サービス事業の利用にあたっては、介護予防ケアマネジメントによるアセスメントやモニタリング等を通じて利用者の状態に応じて、必要時ケアプランの見直し等を行います。
- その際に、利用者の心身の状況等に変化があり、従来のサービスでは十分な支援ができないと判断する場合は、要介護認定申請の手続きを勧めるなどの支援をします。
- また、基本チェックリストの再実施について「基本チェックリストのチェック内容は、本人の状態に応じて変化するため、一般介護予防事業へ移行した後や、一定期間サービスの利用がなかった後に改めてサービスの利用の希望があった場合」が想定されます。

事業対象者の転出について

- 事業対象者が他の市町村に転出するときは、要介護・要支援の認定を受けている場合と異なり、事業対象者としては引き継がれません。（受給資格証明書の発行もありません。）
- 本人が事業対象者の手続きを希望する場合は、改めて転出先の市町村が定めたルールによる手続きが必要となります。

事業対象者の転入について

- 事業対象者が他の市町村から本市に転入するときは、要介護・要支援の認定を受けている場合と異なり、事業対象者としては引き継がれません。
- 本市においては、他市町村からの転入者であっても本人が介護予防・生活支援サービスのみを希望する場合を除き、新規申請として従来どおり要介護認定申請の案内を行います。

<参考>高槻市基本チェックリスト (案)

提出用		高槻市 基本チェックリスト (案)		受付	担当者				
				<input type="checkbox"/> 市					
				<input type="checkbox"/> 地域包括支援センター					
				<input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業者					
				※ <input checked="" type="checkbox"/> チェック記入要					
被保険者番号		性別	男・女	実施日	平成 年 月 日				
氏名		生年月日	大正 昭和 年 月 日 歳						
住所				電話番号					
利用希望サービス		あり：() なし							
★前回の認定情報		※() 内介護度を記載		要支援 ()	要介護 ()				
直近で認定をお持ちの方のみ		有効期間		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					
区分	No.	質問事項	いずれかに○	※事務処理欄					
①生活機能全般	1	バスや電車で1人で外出していますか 自分で車を運転して外出している場合も含まれます	0. はい 1. いいえ	①1~20のうち	④のうち				
	2	日用品の買物をしていますか 自分で買い物に出かけて、必要な物品が買えていますか	0. はい 1. いいえ						
	3	預貯金の出し入れをしていますか 窓口の手続きも含め、自分の判断で金銭管理をしていますか	0. はい 1. いいえ						
	4	友人の家を訪ねていますか 電話やメールによる交流や、家族や親戚の家への訪問は含みません	0. はい 1. いいえ						
	5	家族や友人の相談にのっていますか 電話やメールによる相談は含まれます	0. はい 1. いいえ						
②認知機能	6	階段をすずりや壁をつたわらずに昇っていますか 時々使う程度であれば「はい」、能力があっても習慣的に使っている場合は「いいえ」とします	0. はい 1. いいえ	②のうち	⑤のうち 16に該当				
	7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか 時々つかまっている程度であれば「はい」とします	0. はい 1. いいえ						
	8	15分位続けて歩いていますか 屋内、屋外等の場所は問いません	0. はい 1. いいえ						
	9	この1年間に転んだことがありますか 転倒したかどうかをお答えください	1. はい 0. いいえ						
	10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい 0. いいえ						
③栄養	11	6ヶ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか 6ヶ月以上かかって減少している場合は「いいえ」とします	1. はい 0. いいえ	③のうち	⑥のうち				
	12	BMIが18.5未満ですか ※BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) 体重は1ヶ月以内の値をお答えください 身長 cm 体重 kg (BMI =)	1. はい 0. いいえ						
				13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか 半年以上前から続いていて、状態に変化がない場合は「いいえ」とします	1. はい 0. いいえ	④のうち		
				14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい 0. いいえ	③		
				15	口の渇きが気になりますか	1. はい 0. いいえ			
				16	週に1回以上は外出していますか 過去1ヶ月の状態を平均してください	0. はい 1. いいえ			
				17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい 0. いいえ	①		
				18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると云われますか ご自分で物忘れを感じていても、周りの人に言われない場合は「いいえ」とします	1. はい 0. いいえ	⑥のうち		
				19	自分で電話番号を覚えて、電話をかけることをしていますか 誰かに電話番号をたずねて電話をかける場合や、ダイヤルしてもらい会話するだけの場合は「いいえ」とします	0. はい 1. いいえ			
				20	今日が何月何日かわからない時がありますか 月と日の一方しかわからない場合には「はい」とします	1. はい 0. いいえ			
				21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい 0. いいえ	⑦のうち		
				22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい 0. いいえ			
				23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1. はい 0. いいえ	⑦のうち		
				24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい 0. いいえ			
				25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい 0. いいえ			
総合事業の実施にあたり、この基本チェックリストに関する情報を、高槻市、地域包括支援センター及び事業所その他必要な範囲で関係する者に提示することに同意します。 平成 年 月 日 氏名(自署) _____ 代理人氏名 _____									
判定結果		①生活	②運動	③栄養	④口控	⑤閉じこもり	⑥認知	⑦うつ	判定結果
チェック欄									該当 ・ 非該当
※ 該当欄に○を記入してください。									
				※ これより、下欄は記入しないでください。 ※				受付印	
入力日				担当者					
※備考欄									

【事業対象者の該当項目】

- 項目 1~20 の合計が 10 点以上
- 項目 6~10 の合計が 3 点以上
- 項目 11~12 の合計が 2 点
- 項目 13~15 の合計が 2 点以上
- 項目 16 に該当
- 項目 18~20 の合計が 1 点以上
- 項目 21~25 の合計が 2 点以上

実施時期

高槻市においては、総合事業を平成29年4月より段階的に実施します。

◆ 平成29年4月1日以降に新たに要支援の認定を受けた方については、予防給付(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)ではなく、介護予防・生活支援サービス事業(訪問型サービス・通所型サービス)の利用になります。

◆ 平成29年4月1日時点で既に要支援認定を受けていた方について

① 認定更新の時期までは、従来の予防給付(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)としてサービスを利用できます。

② 平成29年4月1日以降に認定更新により要支援認定を受けた方または事業対象者に該当した方が、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護同様のサービスを利用する場合は、サービスが予防給付から介護予防・生活支援サービス事業(訪問型サービス・通所型サービス)に変わります。

⇒ 平成30年3月末時点で全ての介護予防訪問介護・介護予防通所介護が介護予防・生活支援サービス事業(訪問型サービス・通所型サービス)へ移行します。

	平成29年												平成30年			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
	▼総合事業開始												▼完全移行			
① 認定有効期間 ~H29.3.31	予防給付利用			介護予防・生活支援サービス事業利用												
② 認定有効期間 ~H29.8.31	予防給付利用								介護予防・生活支援サービス事業利用							
③ 認定有効期間 ~H30.2.28	予防給付利用												介護予防・生活支援サービス事業			

介護認定で新たに要支援者になった方は、要支援認定の開始日から総合事業を利用

3. 高槻市が実施する介護予防・生活支援サービス事業の内容

訪問型サービス（第1号訪問事業）

訪問型サービスは、

- ①介護予防訪問サービス（介護予防訪問介護の基準に相当するサービス）
- ②生活援助訪問サービス（緩和した基準によるサービス）

2種類のサービスを実施します。

サービス種別	介護予防訪問サービス(現行相当)	生活援助訪問サービス(緩和した基準)
サービス内容	訪問介護員による身体介護・生活援助	生活援助
対象となるサービス提供の考え方	①総合事業への移行時点で介護予防訪問介護を利用して、引き続き専門的なサービスが必要なケース ②ケアマネジメントで訪問介護員による専門的なサービスが必要と認められるケース	①身体介護は必要ないが、掃除、買い物、調理等に一部援助が必要なケース
事業の実施方法	事業者指定	
基準	現行の介護予防訪問介護と同様(一部変更)	人員基準等の緩和
人員	管理者 常勤・専従1以上 支障がない場合、他の勤務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	専従1以上 支障がない場合、他の勤務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
	従事者 《訪問介護員》 常勤換算2.5以上 【資格要件】 ・介護福祉士 ・実務者/初任者研修等修了者 等	《生活援助訪問サービス従事者》 必要数 【資格要件】 介護予防訪問介護(左記)に加え ・一定の研修受講者 ・旧訪問介護員3級修了者
	責任者 《サービス提供責任者》 利用者(前3月平均値)40又はその端数を増すごとに常勤換算1以上 【資格要件】 ・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・3年以上介護等に従事した初任者研修等修了者	《訪問事業責任者》 上記生活援助訪問サービス従事者の内 必要数
設備	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品	同左(介護予防訪問介護と同様)
運営	変更点 記録の保存年限 2年間→5年間	主な基準 ・必要に応じて個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者または従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・記録の作成と保存義務 等

【参考】介護予防訪問介護の基準：

「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（改正前）第2章」

報酬	現行の介護予防訪問介護と同様	新たに設定した報酬
基本報酬	・介護予防訪問サービス(週1回程度) 1,168単位 月額包括報酬 【事業対象者、要支援1・2】	単価報酬 ・生活援助訪問サービス 1回につき 130単位 (45分程度)
	・介護予防訪問サービス(週2回程度) 2,335単位 月額包括報酬 【事業対象者、要支援1・2】	
	・介護予防訪問サービス(週2回を超える程度) 3,704単位 月額包括報酬 【要支援2】	
	・介護予防訪問サービス(週1回程度) 266単位 単価報酬 (緩和型と併用した場合)	
	・介護予防訪問サービス(週2回程度) 270単位 単価報酬 (緩和型と併用した場合)	
	・介護予防訪問サービス(週2回を超える程度) 285単位 単価報酬 (緩和型と併用した場合)	
加算・減算	各種加算 ・初回加算 ・生活機能向上連携加算 ・介護職員処遇改善加算 各種減算 ・介護職員初任者研修修了者をサービス提供責任者として配置 ・同一建物等の利用者	加算・減算なし
地域区分	10.84円/単位	
利用者負担	1割または2割(介護給付と同様)	200円/回(定額)
サービス利用回数	現行の予防給付同様	月10回まで(週2回まで)
請求・支払い	国保連合会経由で審査・支払い	

介護予防訪問サービス

(1) 利用者の考え方

- ① 総合事業への移行時点で介護予防訪問介護を利用しており、引き続き専門的なサービスが必要なケース
既に介護予防訪問介護を利用している方については、状態像の改善などにより専門的なサービスが不要となった場合等を除き、引き続き「介護予防訪問サービス」を利用することができます。
- ② ケアマネジメントで訪問介護員による専門的なサービスが必要なケース
新たにサービスを利用する場合においては、以下の例などによりケアマネジメントで「訪問介護員による専門的なサービスが必要である」と認められる場合に、「介護予防訪問サービス」を利用することができます。

【新たに「介護予防訪問サービス」を利用する場合のケースの例】

- ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う方
- ・退院直後で状態が変化しやすい状況にある方
- ・精神疾患やパーキンソン病などの神経難病等を有する方 等

(2) 基準の考え方

- 「介護予防訪問サービス」の基準は「介護予防訪問介護」とほぼ同様です。
- ただし、記録の整備における書類の保存年限は5年間となります。介護(予防)給付については、介護保険法第200条第1項の規定により、給付費請求等の時効

が2年間と定められていますので、書類の保存年限は2年間とされていました。総合事業については市の事業のため、第1号事業支給費の時効は地方自治法第236条第1項によるものとなり、5年間となります。よって、書類の保存年限は5年間となりますので、注意してください。（参考：『介護保険最新情報 vol.462（平成27年4月1日）「介護給付費請求書等の保管について」の一部改正について』）

（3）報酬の考え方

「介護予防訪問サービス」の報酬体系は「介護予防訪問介護」とほぼ同様です。

①基本報酬

事業対象者のサービス提供回数及び報酬の考え方は、要支援1と同様です。

《変更点（新しい点）》

単価報酬が新しく設定されています。

原則として、「介護予防訪問サービス」は月額包括報酬であるため、「介護予防訪問サービス」と「生活援助訪問サービス」を併用することは想定しておりません。ただし、例えば「生活援助訪問サービス」を利用していた方が、月の途中で状態像の悪化等により急遽身体介護が必要となり、「介護予防訪問サービス」と「生活援助訪問サービス」を併用する必要が生じた場合は、単価報酬を1回単位で算定します。この場合、翌月以降も身体介護が必要であれば、以降は「介護予防訪問サービス」のみを利用する（月額包括報酬を請求する）こととなります。

なお、月内で両サービスを併用する場合でも、サービス提供回数の考え方は併用しない場合と同じです。事業対象者や要支援1の方が「週2回を超える程度（例えば週3回）」サービスを受けることは想定しておりませんので、この場合両サービスをあわせて週2回以内の利用となるよう調整が必要です。

②加算・減算

「介護予防訪問介護」と同様です。

③地域区分

「介護予防訪問介護」と同様です。『10.84円/単位』です。

生活援助訪問サービス

（1）利用者の考え方

- ◆ 身体介護は必要ないが、本人及び家族が本人の日常生活に係る掃除、買い物、調理等ができない状況にあり、一部援助が必要なケース

基本的に身体介護を行う必要がなく、以下の例などの場合にケアマネジメントにより「生活援助によって自立支援が可能である」と認められる場合に、「生活援助訪問サービス」を利用できます。

【新たに「生活援助訪問サービス」を利用する場合のケースの例】

- ・調理、掃除等やその一部介助を必要とする方
- ・ゴミの分別やゴミ出しに一部介助を必要とする方
- ・重い物の買い物について、代行など一部介助を必要とする方

(2) サービス提供の考え方

1回あたり45分程度です。提供回数は月あたり10回まで(週あたり2回まで)です。

(3) サービス内容の考え方

提供するサービスの内容は「生活援助」のみです。

老計第10号に定める「家事援助」を行います。

従来どおり、同居家族等に対するサービス提供はできません。

【訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について(老計第10号:平成12年3月17日)】

2 家事援助

家事援助とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助(そのために必要な一連の行為を含む)であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。(家事援助は、本人の代行的なサービスとして位置づけることができ、仮に、介護等を要する状態が解消されたとしたならば、本人が自身で行うことが基本となる行為であるということが出来る。) 以下省略

(4) 基準の考え方

「生活援助訪問サービス」の基準は「介護予防訪問介護」の基準を基にしつつ、一部緩和しています。

① 人員に関する基準

《管理者》

専従1以上

常勤の職員である必要はありません。また、管理上支障がなければ他の職務に従事し又は同一敷地内にあるほかの事業所、施設等の職務に従事することが可能です。

《生活援助訪問サービス従事者》

必要数

サービス提供を適切に行うために必要な人数を配置してください。常勤の職員である必要はありません。

資格要件

一定の研修受講者と旧訪問介護員3級修了者(旧3級ヘルパー)が従事できます。また、従来の介護予防訪問介護の訪問介護員(=「介護予防訪問サービス」の訪問介護員)も従事可能です。

(一定の研修についてはP.37「総合事業従事者養成研修」を参照)

《訪問事業責任者》

必要数

生活援助訪問サービス従事者のうち、必要数配置してください。

資格要件

生活援助訪問サービス従事者の資格要件と同じです。

②設備に関する基準

「介護予防訪問介護」と同様です。

【指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（解釈通知）】

第三 介護サービス

一 訪問介護

2 設備に関する基準（居宅基準第7条）

(1) 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定訪問介護の事業を行うための区分が明確に特定されていれば足りるものとする。

(2) 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。

(3) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護に必要な設備及び備品等を確保するものとする。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定訪問介護の事業又は当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。

なお、事務室・区画、又は設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。

③運営に関する基準

「介護予防訪問介護」の基準を基に、一部変更（緩和）しています。詳細については後日高槻市ホームページに公開予定の基準に関する要綱（以下、「基準要綱」という。）をご覧ください。

《主な基準》

- ・必要に応じて個別サービス計画の作成
 - ・運営規程等の説明・同意
 - ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理
 - ・従事者または従事者であった者の秘密保持
 - ・事故発生時の対応
 - ・記録の作成と保存義務
- 等

（参考：「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（改正前）第2章第4節」）

基準のポイント

●人員基準

管理者は常勤である必要はありません。また、一定の研修受講者や旧3級ヘルパーがサービスを担うことができますが、加えて今までの訪問介護員も従事することが可能です。

●記録の整備（運営基準）

訪問型サービス計画（個別サービス計画）は必要に応じて作成するものとし、サービス担当者会議や地域包括支援センター・担当ケアマネジャーとのサービス提供に係る調整等において、作成が必要であるとされた場合を想定しています。また、訪問型サービス計画の作成有無に関わらず、利用者と利用予定や提供サービス内容の共有を行ってください。サービス提供の記録（内容や提供日時等）や従事者の勤務表など、報酬請求の根拠となる記録は必ず作成し、5年間保存してください。

（5）報酬の考え方

①基本報酬

サービス提供回数毎の単価報酬制とします。
1回あたり130単位です。

②加算・減算

加算及び減算はありません。

③地域区分

「介護予防訪問介護」と同様です。『10.84円/単位』です。

訪問型サービスの一体的な実施

訪問介護と介護予防訪問サービス

(訪問介護と介護予防訪問介護を一体的に実施する場合と同様です。)

- ◆ 訪問介護と介護予防訪問サービスを一体的に実施する場合
訪問介護の基準を満たしている場合、介護予防訪問サービスの基準も満たしているものとみなします。サービス提供責任者の人数は、訪問介護利用者と介護予防訪問サービス利用者の合計数に対して設置する必要があります。

訪問介護(介護予防訪問サービス)と生活援助訪問サービス

- ◆ 訪問介護(介護予防訪問サービス)と生活援助訪問サービスを一体的に実施する場合
設備及び運営基準においては、訪問介護(介護予防訪問サービス)の基準を満たしている場合、生活援助訪問サービスの基準も満たしているものとみなします。
- ◆ 訪問介護員の資格要件に満たない生活援助訪問サービス従事者(例:一定の研修受講者、旧3級ヘルパー)については、訪問介護(介護予防訪問サービス)のサービスを提供することはできません。
- ◆ サービス提供責任者・訪問事業責任者については、訪問介護(介護予防訪問サービス)利用者数に対しては必ずサービス提供責任者を配置してください。生活援助訪問サービス利用者数に対しては、サービス提供責任者とは別に訪問事業責任者を配置するか、若しくは訪問介護(介護予防訪問サービス)利用者数と生活援助訪問サービス利用者数を合算し、合計人数に対してサービス提供責任者を配置することも可能です。

一体的に実施する場合のサービス提供責任者の兼務例

利用者40人の事業所

30人

10人

・要介護者 ・介護予防訪問サービス利用者	・生活援助訪問 サービス利用者
-------------------------	--------------------

サービス提供責任者1人

通所型サービス（第1号通所事業）

通所型サービスは、

- ①介護予防通所サービス（介護予防通所介護の基準に相当するサービス）
- ②短時間通所サービス（緩和した基準によるサービス）

2種類のサービスを実施します。

サービス種別	介護予防通所サービス(現行相当)	短時間通所サービス(緩和した基準)	
サービス内容	通所介護と同様のサービス内容	高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業	
対象となるサービス提供の考え方	①総合事業への移行時点で介護予防通所介護を利用しており、引き続き専門的なサービスが必要なケース ②ケアマネジメントで専門的なサービスが必要と認められるケース 等	①身の回りは概ね自立できているが、ひとりでの外出が困難で閉じこもりがちなケース ②生活機能向上のための運動・レクリエーション等が必要なケース ※入浴・食事の支援が必要でない方 等	
事業の実施方法	事業者指定		
人員等基準	現行の介護予防通所介護と同様(一部変更)	人員基準等緩和	
人員	管理者	専従1以上 支障がない場合、他の勤務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	専従1以上 支障がない場合、他の勤務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
	従事者	【資格要件】なし 利用者数 ・～15人 専従1以上 ・15人～利用者1人に専従0.2以上	【資格要件】なし 利用者数 ・～15人 専従1以上 ・15人～利用者1人に専従0.2以上 一定の研修受講者もしくは 生活相談員・看護職員・機能訓練員1人以上
	生活相談員	専従1以上	—
	看護職員	専従1以上	—
	機能訓練員	専従1以上	—
設備	食堂・機能訓練室(3㎡x利用定員以上) 静療室・相談室・事務室・消火設備・その他災害設備に必要な備品	サービスを提供するために必要な場所(3㎡x利用定員以上) 必要な設備・備品 消防法を遵守した消火設備 等	
運営	変更点 記録の保存年限 2年間→5年間	主な基準 ・必要に応じて個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者または従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・記録の作成と保存義務 ・ 高機ますます元気体操の実施 等	

【参考】介護予防通所介護の基準：

「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（改正前）第7章」

報酬	現行の介護予防通所介護と同様(一部変更)	新たに設定した報酬
基本報酬	・介護予防通所サービス 月額包括報酬 【事業対象者、要支援1】 1,647単位	単価報酬 ・短時間通所サービス(送迎あり) 280単位 ・短時間通所サービス(送迎なし) 233単位
	・介護予防通所サービス(週1回程度) 月額包括報酬 【要支援2】 1,647単位	
	・介護予防通所サービス(週1回を超える程度) 月額包括報酬 【要支援2】 3,377単位	
加算・減算	各種加算 ・若年性認知症利用者受入加算 ・生活機能向上グループ活動加算 ・運動器機能向上加算 ・栄養改善加算 ・口腔機能向上加算 ・選択的サービス複数実施加算 ・事業所評価加算 ・サービス提供体制強化加算 ・介護職員処遇改善加算 等 各種減算 ・定員超過受入 ・人員欠如	加算・減算なし
地域区分	10.54円/単位	
利用者負担	1割または2割(介護給付と同様)	
サービス利用回数	現行の予防給付同様	要支援1・事業対象者 週1回まで(月5回まで) 要支援2 週2回まで(月10回まで)
請求・支払い	国保連合会経由で審査・支払い	

介護予防通所サービス

(1) 利用者の考え方

- ① 総合事業への移行時点で介護予防通所介護を利用しており、引き続き専門的なサービスが必要なケース

既に介護予防通所介護を利用している方については、状態像の改善などにより専門的なサービスが不要となった場合を除き、引き続き「介護予防通所サービス」を利用することができます。

- ② ケアマネジメントで専門的な通所サービスが必要なケース

新たにサービスを利用する場合においては、以下の例などによりケアマネジメントで「専門的なサービスが必要である」と認められる場合に、「介護予防通所サービス」を利用することができます。

【新たに「介護予防通所サービス」を利用する場合のケースの例】

- ・入浴や食事の介助を必要とする方
- ・認知機能の低下により家族介護の負担が大きく、長時間の利用を必要とする方
- ・転倒の危険性が高く、専門的な見守りを必要とする方
- ・不定愁訴等、精神の不安定さがあり、長時間利用を必要とする方 等

(2) 基準の考え方

- 「介護予防通所サービス」の基準は「介護予防通所介護」とほぼ同様です。
- ただし、「介護予防訪問サービス」の事由と同様に、記録の整備における書類の保存年限は5年間となります。

(3) 報酬の考え方

- 「介護予防通所サービス」の報酬体系は「介護予防通所介護」とほぼ同様です。

① 基本報酬

- 事業対象者の報酬の考え方は要支援1と同様です。
- 「介護予防通所介護」の報酬体系から変更している点
要支援2のサービス利用頻度が週1回程度区分を新たに設定しました。総合事業へ移行後、要支援2の方でサービス利用頻度が週1回程度とケアプラン上に位置付けられた場合は「介護予防通所サービス（週1回程度）」として1,647単位を請求してください。

② 加算・減算

「介護予防通所介護」と同様です。

③ 地域区分

「介護予防通所介護」と同様です。『10.54円/単位』です。

短時間通所サービス

(1) 利用者の考え方

- ① 身の回りは概ね自立できているが、ひとりでの外出が困難で閉じこもりがちなケース
- ② 生活機能向上のための運動、レクリエーション等が必要なケース
ケアマネジメントにより「短時間での通所サービスを利用することで生活機能向上及び自立支援が可能である」と認められる場合に、「短時間通所サービス」を利用できます。

【新たに「短時間通所サービス」を利用する場合のケースの例】

<入浴や食事に介助が必要ではない方が前提です>

- ・ひとりで外出することが困難な方
- ・生活機能の向上改善が必要な方

等

(2) サービス提供の考え方

1回あたり2時間から3時間程度です。提供回数は、事業対象者と要支援1の方は週1回まで（月5回まで）、要支援2の方は週2回まで（月10回まで）です。

(3) サービス内容の考え方

生活機能向上のための運動やレクリエーション等を行います。入浴及び食事の提供は想定しておりません。高槻市の「ますます元気体操」をはじめとした各種介護予防プログラムを取り入れ、自立支援に資するサービスの提供を行います。

(4) 基準の考え方

「短時間通所サービス」の基準は「介護予防通所介護」の基準を基にしつつ、一部緩和しています。

①人員に関する基準

《管理者》

専従 1 以上

常勤の職員である必要はありません。また、管理上支障がなければ他の職務に従事し又は同一敷地内にあるほかの事業所、施設等の職務に従事することが可能です。

《従事者》

～15 人 専従 1 以上

利用者（実際に当日利用している人）が 15 人以内の場合、1 人以上の職員を配置してください。常勤の職員である必要はありません。

15 人～ 利用者 1 人に必要数

利用者（実際に当日利用している人）が 15 人を超える人数（16 人以上）の場合、前述の従事者 1 人に加え、利用者 1 人につき 0.2 人の従事者を配置してください。

資格要件

従事者の資格要件はありませんが、サービス提供単位ごとに一定の研修受講者（P. 37 参照）または生活相談員、看護職員、機能訓練員のいずれかを、従事者の内 1 人以上配置してください。

②設備に関する基準

サービスを提供するために必要な場所として、3 m²×利用定員以上のスペースを確保してください。

その他必要な設備・備品を確保して下さい。消防法を遵守した消火設備等、建物の基準に関する各種法令を遵守した場所でのサービス提供を行ってください。

③運営に関する基準

「介護予防通所介護」の基準を基に、一部変更（緩和）しています。詳細については後日高槻市ホームページに公開予定の基準要綱をご覧ください。

《主な基準》

- ・必要に応じて個別サービス計画の作成
 - ・運営規程等の説明・同意
 - ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理
 - ・従事者または従事者であった者の秘密保持
 - ・事故発生時の対応
 - ・記録の作成と保存義務
- 等

（参考：「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（改正前）第 7 章第 4 節」）

基準のポイント

●人員基準

管理者は常勤である必要はありません。また、生活相談員、看護職員、機能訓練員を各1人配置する必要はありませんが、従事者の内で1人以上は一定の研修受講者または生活相談員、看護職員、機能訓練員である必要があります。

●記録の整備（運営基準）

通所型サービス計画（個別サービス計画）は必要に応じて作成するものとします。サービス担当者会議や地域包括支援センター・担当ケアマネジャーとのサービス提供に係る調整等において、作成が必要であるとされた場合を想定しています。また、通所型サービス計画の作成有無に関わらず、利用者と利用予定や提供サービス内容の共有を行ってください。サービス提供の記録（内容や提供日時等）や従事者の勤務表など、報酬請求の根拠となる記録は必ず作成し、5年間保存してください。

●具体的取扱方針（運営基準）

短時間通所サービスの提供に当たっては、高槻市の「ますます元気体操」をはじめとした各種介護予防プログラムを取り入れ、自立支援に資するサービスの提供を行うよう努めてください。

（5）報酬の考え方

①基本報酬

サービス提供回数毎の単価報酬制とします。

送迎を行う場合は1回280単位、送迎を行わない場合は1回233単位です。

②加算・減算

加算及び減算はありません。

③地域区分

「介護予防通所介護」と同様です。『10.54円/単位』です。

通所型サービスの一体的な実施

通所介護と介護予防通所サービス

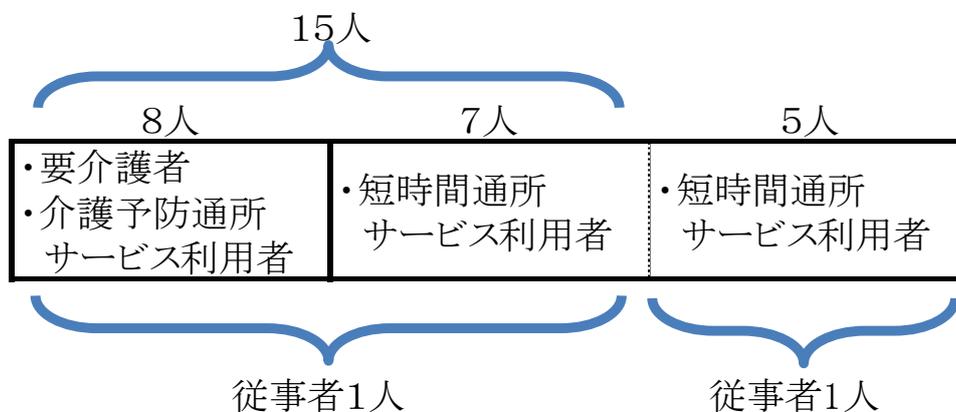
(通所介護と介護予防通所介護を一体的に実施する場合と同様です。)

- ◆ 通所介護と介護予防通所サービスを一体的に実施する場合
通所介護の基準を満たしている場合、介護予防通所サービスの基準も満たしているものとみなします。サービス利用定員の考え方については、通所介護利用定員数と介護予防通所サービス利用定員数を合算して定め、それに応じた設備（㎡数）を確保してください。従事者についても同様に通所介護利用者数と介護予防通所サービス利用者数を合算した人数に対して配置してください。

通所介護(介護予防通所サービス)と短時間通所サービス

- ◆ 通所介護（介護予防通所サービス）と短時間通所サービスを一体的に実施する場合
人員、設備及び運営基準においては、通所介護（介護予防通所サービス）の基準を満たしている場合、短時間通所サービスの基準も満たしているものとみなします。
- ◆ サービス利用定員については、通所介護（介護予防通所サービス）利用定員数と短時間通所サービス利用定員数は別に定め、それぞれに応じた設備（㎡数）を確保してください。
- ◆ 従事者については、通所介護（介護予防通所サービス）利用者数と短時間通所サービス利用者数を合算した人数に対して配置してください。この場合、合算した利用者数が15人までであれば専従1人以上、合算した利用者数が15人を超える人数に対しては、利用者1人に対して専従0.2以上となります。

一体的に実施する場合の従事者の兼務例



介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

地域包括支援センター等が要支援者・事業対象者に対するアセスメントを行い、その心身の状況等に応じてその選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう専門的視点から必要な援助を行います。

介護予防・生活支援サービス事業における介護予防ケアマネジメントは、利用者の生活上の困りごとに対して、単にそれを補うサービスをあてはめるのではなく、利用者の自立支援につながるよう、「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチしていくことが重要です。

- ◆ 高槻市では介護予防ケアマネジメントは、介護予防支援同様の介護予防ケアマネジメントAのみを実施します。
- ◆ 対象者は要支援1・2及び事業対象者です。

(1) 実施主体

- ◆ 高槻市地域包括支援センター
- ◆ 居宅介護支援事業所（地域包括支援センターからの委託の場合）

サービス種別	介護予防ケアマネジメントA(原則的な介護予防ケアマネジメント)
サービス内容	介護予防支援と同様のマネジメント
対象となるサービス	介護予防訪問サービス 生活援助訪問サービス 介護予防通所サービス 短時間通所サービス
実施機関	地域包括支援センター 居宅介護支援事業所 (地域包括支援センターからの委託も可)
報酬単価	430単位/月 介護予防支援と同様の加算 ・初回加算 300単位 ・介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所連携加算 300単位
サービス担当者会議及びモニタリング	要(介護予防支援と同様の基準)
利用者負担	なし
事業所への支払い方	国保連合会経由で審査・支払い

※ 新規のサービス利用希望者で事業対象者となった方の場合、介護予防ケアマネジメント（初回）を居宅介護支援事業所に委託するのは不可です。

(2) 介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの違い

- ◆ 利用するサービスが『予防給付のみ』または『予防給付+介護予防・生活支援サービス事業』の場合
⇒『介護予防支援』
介護予防支援の利用者は要支援者のみとなります。
- ◆ 利用するサービスが『介護予防・生活支援サービス事業のみ』の場合
⇒『介護予防ケアマネジメント』
介護予防ケアマネジメントの利用者は要支援者・事業対象者が想定されます。

利用サービス マネジメント	要支援者 予防給付のみ	要支援者 予防給付+サービス事業	要支援者 サービス事業のみ	事業対象者 サービス事業
介護予防支援	○	○	×	×
介護予防ケアマネジメント	×	×	○	○
サービスコード	46	46	(新)4桁コード	(新)4桁コード

(3) 基準の考え方

- 「介護予防ケアマネジメントA」の基準は「介護予防支援」とほぼ同様です。
- ただし、記録の整備における書類の保存年限は5年間となります。

(4) 報酬の考え方

「介護予防ケアマネジメントA」の報酬体系は「介護予防支援」とほぼ同様です。

- ①基本報酬 430 単位
- ②加算 初回加算 300 単位
介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300 単位
- ③地域区分 『10.84 円/単位』とします。

◆初回加算について

現行の介護予防支援における基準に準じて算定できます。

a. 新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合

(契約の有無にかかわらず、介護予防ケアマネジメントの実施が終了して二月以上経過した後に、介護予防ケアマネジメントを実施する場合を含む)

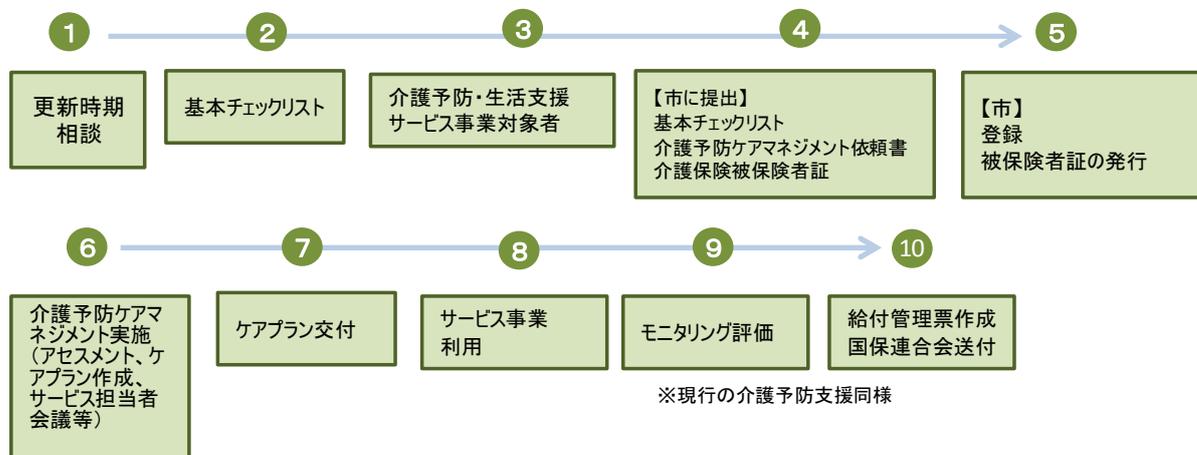
b. 要介護者が要支援認定を受け、あるいは事業対象者として介護予防ケアマネジメントを実施する場合

ただし、予防給付を受けていた方が、要支援の認定有効期間の満了翌月から、事業対象者として介護予防・生活支援サービス事業の利用に移行するときは、初回加算の算定を行うことができません。

- ※ 介護予防ケアマネジメント⇔介護予防支援に移行した場合の初回加算算定について、過去二月以上、当該地域包括支援センターにおいて、介護予防ケアマネジメント（または介護予防支援）を提供しておらず、介護予防ケアマネジメント費（または介護予防支援費）が算定されておらず、当該利用者に介護予防サービス計画を作成した場合は初回加算が算定できます。

(5) 介護予防ケアマネジメントの流れ

- 要支援者の場合は、要介護認定を含め、現行の介護予防支援の流れと同様です。
- 事業対象者の場合は、下記①～⑤については変更がみられますが、その他は介護予防支援の流れと同様です。



- サービス事業者からの報告聴取及びモニタリング（計画実施状況の把握、利用者についての継続的なアセスメント）は少なくとも1か月に1回、利用者宅を訪問しての面接によるモニタリングは少なくとも3か月に1回行い、記録します。

総合事業開始後、認定状態区分が変更した場合の

居宅（介護予防）サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書提出について

変更前⇒変更後	提出の必要性	計画作成
要介護⇒要支援	要提出	地域包括支援センター (委託を受けた居宅介護支援事業所)
要支援⇒要介護	要提出	居宅介護支援事業所
要支援⇒要支援	再提出不要(※) 未届けの場合は要提出	地域包括支援センター (委託を受けた居宅介護支援事業所)
要介護⇒事業対象者	要提出	地域包括支援センター (委託を受けた居宅介護支援事業所)
要支援⇒事業対象者	要提出	地域包括支援センター (委託を受けた居宅介護支援事業所)
事業対象者⇒要介護	要提出	居宅介護支援事業所
事業対象者⇒要支援	要提出	地域包括支援センター (委託を受けた居宅介護支援事業所)

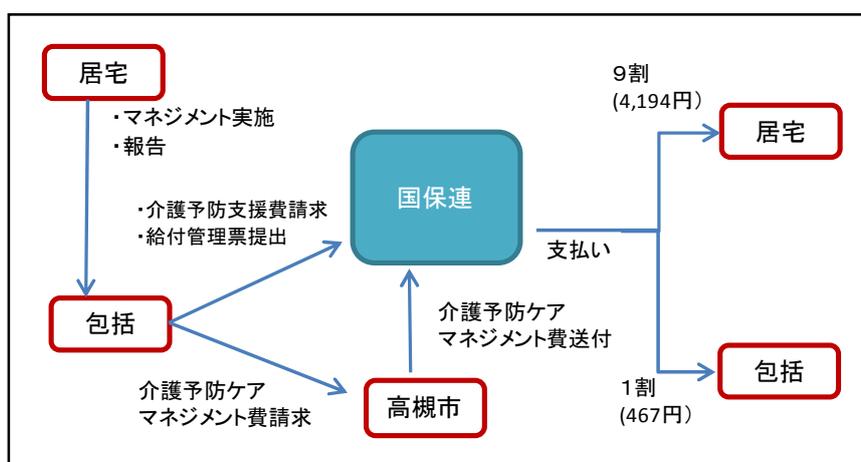
(※) 介護予防・生活支援サービス事業のみを利用する場合でも、要支援認定を受け、既に届出書を提出していた場合は、ケアマネジメントの実施主体に変更がないため、介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出は省略することができるとなっており、高槻市では再度提出不要とします。

(6) 居宅介護支援事業所への委託について

- これまでの介護予防支援同様、居宅介護支援事業所への委託が可能です。
- 「介護予防ケアマネジメント」業務を受託する場合は、地域包括支援センターと委託契約の締結が必要になります。

(7) 原案作成料（ケアプラン料）の支払について

- 原案作成（ケアプラン作成）を居宅介護支援事業所に委託した場合原案作成料の支払については、介護予防支援と同様に国保連合会を通じて、指定居宅介護支援事業所と地域包括支援センターに振り分けられ支払われます。
- 介護予防ケアマネジメントの地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の委託割合は、介護予防支援同様とします。



(8) 介護予防ケアマネジメントに係る様式

介護予防ケアマネジメントについては、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27年6月5日厚生労働省老健局振興課長）に示されている様式を使用しますが、内容については、介護予防支援とほぼ同様のため、必要時「事業対象者」等の追記・修正をしていただければ、現行の様式を使用していただいてもかまいません。

(9) 区分支給限度額

- 訪問型サービス、通所型サービスを利用する場合は給付管理を行います。
- 要支援1・2の方はそれぞれの区分支給限度基準額の範囲内で、予防給付と総合事業を一体的に給付管理します。
- 事業対象者の方は、要支援1の区分支給限度基準額と同じ額の範囲内で、総合事業の給付管理を行います。

	要支援2	要支援1	事業対象者
区分支給限度額	10,473単位	5,003単位	5,003単位

(10) 留意事項

- 介護予防・生活支援サービス事業の利用については、ケアプランの自己作成に基づく利用はできません。（介護予防ケアマネジメントの自己作成によるサービス利用はできません）
- 本市では要介護認定申請と事業対象者の同時申請は原則受けません。暫定サービス計画の作成にはご注意ください。

問4 基本チェックリストによりサービス事業対象者として介護予防ケアマネジメントを申請し、総合事業の訪問型サービスを利用していた者が、要支援認定申請を行い、介護予防支援の暫定プランに基づいて総合事業の訪問型サービスと福祉用具貸与を利用していたところ、要介護1と判定された場合は、総合事業の訪問型サービスの利用分は全額自己負担になるのか。

(答)

要介護認定は申請日に遡って認定有効期間が開始し、また要介護者はサービス事業を利用することができないため、サービス事業のサービスを利用した事業対象者が要介護1以上の認定となったことにより全額自己負担となることを避けるため、介護給付の利用を開始するまでの間はサービス事業によるサービスの利用を継続することを可能としている。

お尋ねの場合、要支援認定申請と同時に、給付サービスである福祉用具貸与の利用を開始しているため、申請日に遡って要介護者として取り扱うか、事業対象者のままとして取り扱うかによって、以下のような考え方となる。

- ① 要介護者として取り扱うのであれば、事業のサービスは利用できないため 総合事業の訪問型サービスの利用分が全額自己負担になり、福祉用具貸与のみ給付対象となる。
- ② 事業対象者のままとして取り扱うのであれば、総合事業の訪問型サービスの利用分を事業で請求することができ、福祉用具貸与が全額自己負担となる。

【参考】介護保険最新情報 Vol. 450

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン案についてのQA（平成27年3月31日）」より抜粋

サービスの併用について

- ◆ 訪問型サービスの場合
介護予防訪問サービス（現行相当）と生活援助訪問サービス（緩和した基準）の併用は原則想定していません。
しかし、生活援助訪問サービスを利用している方が急激な状態の変化等、緊急時の対応としての併用の利用が想定されます。
- ◆ 通所型サービスの場合
介護予防通所サービス（現行相当）と短時間通所サービス（緩和した基準）の併用は想定していません。

サービスの併用の可否一覧表

		訪問型サービス		通所型サービス	
		介護予防訪問サービス	生活援助訪問サービス	介護予防通所サービス	短時間通所サービス
訪問型サービス	介護予防訪問サービス	△	△	○	○
	生活援助訪問サービス	△	△	○	○
通所型サービス	介護予防通所サービス	○	○	○	×
	短時間通所サービス	○	○	×	×

4. 介護予防・生活支援サービス事業における利用者負担と請求関係

日割り請求の適用について

予防給付からの変更点（国の取扱いの変更）

- ▶ 介護予防訪問介護、介護予防通所介護
→月途中開始、終了の場合でも月額包括報酬を算定
- ▶ 訪問型サービス（介護予防訪問サービス）、通所型サービス（介護予防通所サービス）
→月途中開始、終了の場合、契約日、契約解除日を起算日として日割りで算定

※ 詳細は「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」（平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省事務連絡）I 資料 9「月額報酬の日割り請求に係る適用について」をご覧ください。

利用者の負担軽減について

- ▶ 介護予防・生活支援サービス事業においても、利用者の負担軽減のために、指定事業者によるサービスの利用については、高額介護予防サービス費に相当する事業及び、高額医療合算介護予防サービス費に相当する事業を実施します。

給付制限について

- ▶ 給付制限（保険料の滞納が続いた場合の措置）については、介護予防・生活支援サービス事業においては、当面適用しないこととします。
- ※ 介護給付・予防給付については従来どおり給付制限が適用されます。
- ※ 要支援者について、被保険者証に給付制限の記載がある場合、予防給付は給付制限が適用されますが介護予防・生活支援サービス事業のサービスは給付制限が適用されませんので請求時にご注意ください。
- ※ 給付制限が適用された場合は、高額介護予防サービス費に相当する事業等の対象にはなりません。

	利用するサービス	
	予防給付	総合事業
要支援者	給付制限あり	給付制限なし
事業対象者	/	給付制限なし

サービスコード

- 国保連合会に請求する流れは変わりませんが、サービスコードは変更になります。
- 認定の更新までは、従来の介護予防訪問介護・介護予防通所介護のサービスコードを使用します。

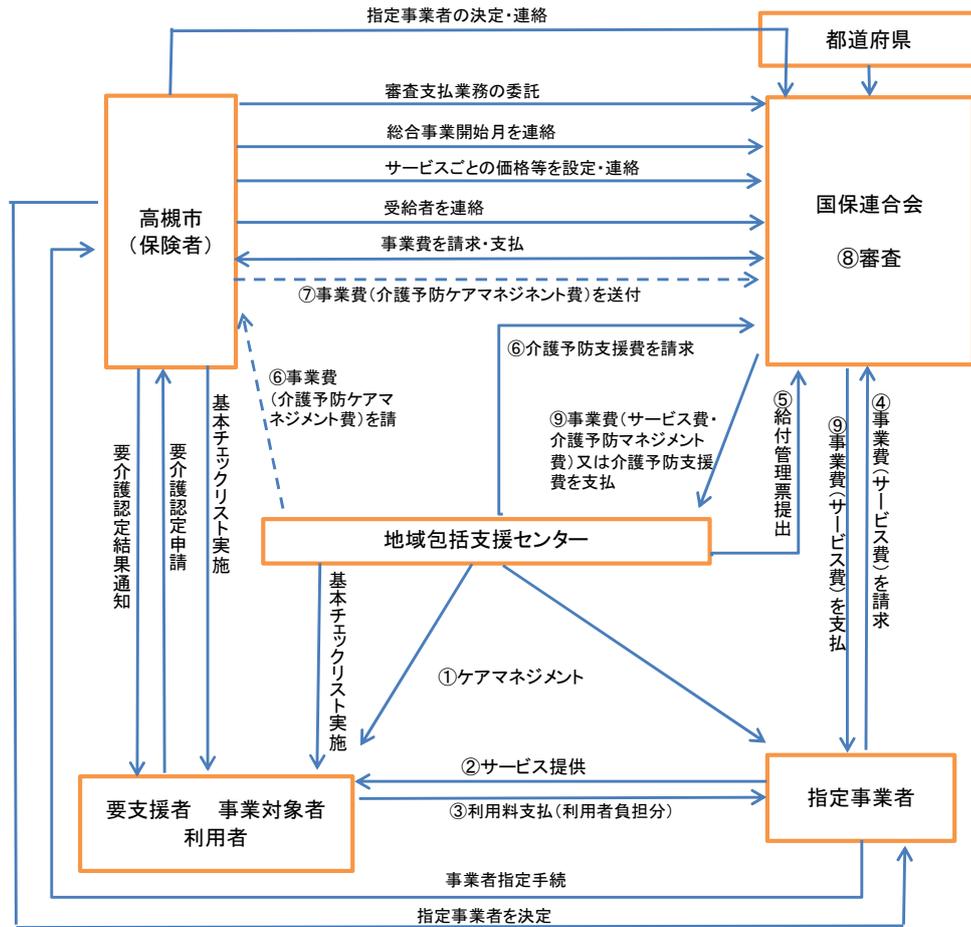
サービス種別	サービス名称	事業所種別	サービスコード(案)	従来のコード
訪問型サービス	介護予防訪問サービス	平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けた事業者(みなし指定)	A1	61
		平成27年4月以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業者	A2	
	生活援助訪問サービス	指定を受けた事業者	A4	
通所型サービス	介護予防通所サービス	平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けた事業者(みなし事業者)	A6	65
		平成27年4月以降に介護予防通所介護の指定を受けた事業者	A6	
	短時間通所サービス	指定を受けた事業者	A7	
介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントA	地域包括支援センター	(新) 4桁のコード	46

【参考】「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」
平成28年3月31日付け 厚生労働省 事務連絡

【参考】大阪国保連合会ホームページ
<http://www.osakakokuhoren.jp/> <介護保険事業所等の皆様>

事務請求の流れ

◆高槻市の被保険者に介護予防・生活支援サービス事業を提供した場合



(※)は予防給付もあわせて利用した場合

分類	No.	事務処理内容
提供月前月	①	ケアマネジメント 地域包括支援センターは事業者・利用者と調整して、介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援を実施
提供月	②	サービス提供 事業者が利用者へサービス実施
	③	利用料支払(利用者負担分) 利用者は事業者へ利用料を支払う(利用者負担分)
翌月	10日まで	④ 事業費(サービス費)を請求 事業者は国保連合会へ請求明細書を提出し、事業費(サービス費)を請求する
		⑤ 給付管理票提出 地域包括支援センターは国保連合会へ給付管理票を提出する
	15日まで	⑥ 事業費(介護予防ケアマネジメント費)を請求 地域包括支援センターは、市へ事業費(介護予防ケアマネジメント費)を請求する
介護予防支援費を請求(※) 請求明細書(介護予防支援費)を提出する		
翌々月	⑦	事業費(介護予防ケアマネジメント費)を送付 市は国保連合会へ各地域包括支援センターの請求を集約し送付する
	⑧	審査 国保連合会は審査を行う
	⑨	事業費(サービス費)を支払 事業費(介護予防マネジメント費)を支払い (※)介護予防支援費を支払い 国保連合会は事業費、介護予防ケアマネジメント費や介護予防支援費を事業者、地域包括支援センターに支払う

住所地特例対象者等へのサービス提供について

高槻市内の事業所の場合

- ◆高槻市内事業者が「他市町村住所地特例者」へ介護予防・生活支援サービス事業を提供する場合
 - 平成 29 年 4 月以降、高槻市内事業者が、他市町村の住所地特例対象者に対する介護予防・生活支援サービス（訪問型サービス・通所型サービス）を提供する場合は施設所在地市町村である高槻市の介護予防・生活支援サービス事業の基準による提供になります。
 - 介護予防ケアマネジメントについても、施設所在市町村である高槻市の地域包括支援センターが行うことになります。

- ◆高槻市内事業者が「他市町村の被保険者」へ介護予防・生活支援サービス事業を提供する場合
 - 平成 29 年 4 月以降、高槻市内事業者が、他市町村の被保険者に対する介護予防・生活支援サービス（訪問型サービス・通所型サービス）を提供する場合は、他市町村（保険者市町村）の介護予防・生活支援サービス事業の基準による提供になります。
 - 他市町村（保険者市町村）の介護予防・生活支援サービスを提供するためには、他市町村（保険者市町村）にサービス内容や指定基準等についてお問合せください。

高槻市外の事業所の場合

- ◆高槻市外事業者が「高槻市の被保険者」への介護予防・生活支援サービス事業を提供する場合
 - 平成 29 年 4 月以降、高槻市外事業所が、高槻市の被保険者に対する介護予防・生活支援サービス（訪問型サービス・通所型サービス）を提供する場合は、高槻市の介護予防・生活支援サービス事業の基準による提供になります。
 - 高槻市の介護予防・生活支援サービスを提供するためには、高槻市の介護予防・生活支援サービスの指定を受ける必要があります。ただし、平成 27 年 3 月 31 日時点で介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けていた事業者は、平成 30 年 3 月 31 日までは指定を受けたものとみなされており、現行相当のサービス（介護予防訪問サービス・介護予防通所サービス）の提供をすることが可能です。

- ◆高槻市外事業者が「高槻市住所地特例対象者」へ介護予防・生活支援サービス事業を提供する場合
 - 平成 29 年 4 月以降、高槻市外事業者が、高槻市の住所地特例対象者に対する介護予防・生活支援サービス（訪問型サービス・通所型サービス）を提供する場合は、施設所在市町村の介護予防・生活支援サービス事業の基準による提供になります。
 - 介護予防ケアマネジメントについても、施設所在市町村の地域包括支援センターが行うことになります。
 - 施設所在市町村の介護予防・生活支援サービスを提供するためには、施設所在市町村にサービス内容や指定基準等についてお問合せください。

【住所地特例とは】

介護保険制度においては、65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者は、住所地の区市町村が実施する介護保険の被保険者となるのが原則ですが、住所地特例対象施設（介護保険施設や有料老人ホーム等）に入所又は入居し、その施設の所在地に住所を移した者については、例外として施設入所（居）前の住所地の区市町村（保険者）が実施する介護保険の被保険者になります。これを住所地特例といい、施設所在地の区市町村の財政負担が集中するのを防ぐ目的で設けられた制度です。

5. 事業者指定について

(1) 介護予防訪問サービス・介護予防通所サービスの指定について

- ① 平成27年3月31日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けていた事業者
- 介護予防訪問介護の指定を受けていた事業者は介護予防訪問サービスの、介護予防通所介護の指定を受けていた事業者は介護予防通所サービスの指定を、平成27年4月1日に受けたものとみなされています。
 - ※ みなし指定の有効期間は、平成30年3月31日までです。その後の指定の有効期間や手続き等については、別途通知します。
- ② 平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業者
- 平成27年4月以降に指定された事業者については、みなし指定の対象になりません。
 - ※ 平成29年4月1日以降に介護予防訪問サービス・介護予防通所サービスの実施を希望する場合は、指定申請が必要となります。詳細は、該当する事業所に別途案内を行ないます。

(2) 生活援助訪問サービス・短時間通所サービスの指定について

- みなし指定の対象ではないため、実施を希望する場合は指定申請が必要です。

	指定申請	
	現行相当	緩和した基準
平成27年3月31日までに指定を受けた事業者（みなし事業者）	不要	要
平成27年4月1日以降に指定を受けた事業者	要 ※別途案内	要

(3) 指定申請提出期間

サービス開始時期	提出期間
平成29年4月	平成29年1月4日～2月10日まで
平成29年5月以降	前月の10日まで

- ※ 申請を予定されている事業者は、速やかにその旨連絡をお願いいたします。

(4) 指定申請手数料

申請に係る手数料は、現在の介護予防サービスに準じたものとなる予定です。

6. 総合事業の実施において準備する必要があると想定される事項

総合事業の実施に際しては、指定事業者は新しい事業に係る指定を受けることとなるため、運営規程、契約書、重要事項説明書、その他サービスに係る書類について整備が必要になります。

1 運営規程の作成について

総合事業の実施に当たっては、第一号事業に係る運営規程を新規に作成する必要があります。別途モデル運営規程を示す予定のため、当該モデル運営規程を参考に作成してください。なお、作成を行ったことについて市への届出等は不要です。

2 契約書及び重要事項説明書の作成について

(1) 介護予防訪問サービス・介護予防通所サービスについて

- ▶ 契約書及び重要事項説明書（以下「契約書等」という。）を新規に作成する必要があります。
- ▶ 現に介護予防訪問介護又は介護予防通所介護を利用している利用者が現行型サービス（介護予防訪問サービス・介護予防通所サービス）を利用する場合については、次のとおり取扱いの例を示しますので、適切に対応してください。

例1：現に介護予防訪問介護又は介護予防通所介護を利用している利用者が現行相当サービス（介護予防訪問サービス・介護予防通所サービス）を利用する場合は、契約書等の変更改正を行い、当該一部変更に係る同意を書面により得る。

新規に契約を行う利用者に対しては、一部変更後の契約書等を用いる。

例2：契約書等の全部改正を行い、既存・新規に関わらず利用者から同意を得る。

- ※ 一部変更に係る同意書又は変更後の契約書等の同意の日付は、平成29年4月1日以降において当該利用者に対して最初に「第一号事業に係る」サービス提供を行う日まで、となります。やむを得ない理由により当該日以降の日付になる場合は、その旨を記録に残しておく必要があります。

(2) 生活援助訪問サービス・短時間通所サービスについて

契約書及び重要事項説明書（以下「契約書等」という。）を新規に作成する必要があります。

3 定款の変更について

運営法人の定款における事業の目的に下記の記載がない場合は、変更を行ってください。この変更は、平成29年4月1日までにを行う必要があります。

「介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業」

- ※ 定款の変更について法人の所轄庁から別途指示がある場合については、この限りではありません。

7. 一般介護予防事業

高槻市では、既に実施している以下の事業も、引き続き行っていきます。

高槻市の介護予防・生活支援サービス事業としては、訪問型・通所型サービスともに現行相当・緩和した基準のみの設定をしていますが、利用者の方が地域でつながりを持ち、健康を維持し、地域で自立した生活を送れるよう、訪問型サービスや通所型サービスだけでなく、サービス継続中・終了を問わず、心身の健康維持の場として、一般介護予防事業も活用してください。

各種介護予防教室

◆ ますます元気塾

介護予防に関する3回連続講座を開催しています。平成28年度は「お口と栄養の健康ライフ体験講座」と「認知症予防講座」などを実施しています。日程や会場は広報「たかつきDAY S」に掲載します。

◆ 元気体操クラス

各老人福祉センターにて定期的に高槻ますます元気体操の実践指導を行っています。詳しい日程は長寿生きがい課または各老人福祉センターまでお問い合わせください。

◆ 元気健幸教室

各老人福祉センターや駅前会場にて全12回の連続講座で高槻ますます元気体操の実践指導や転倒予防や誤嚥性肺炎予防、バランスよい食事などの大切さをお伝えします。詳しい日程は長寿生きがい課または各老人福祉センターまでお問い合わせください。

◆ ますます元気教室

65歳以上の人で、生活機能に低下のおそれがある人を対象に、元気な体作りを目指す「ますます元気教室」を市内の老人福祉センターや公民館などで行います。

① 活いき総合コース（全12回／3ヶ月間）

高槻ますます元気体操の実践を進め、体力の底上げをする教室です。健康運動指導士、管理栄養士、歯科衛生士などが転倒予防や誤嚥性肺炎予防、バランスよい食事などの大切さをお伝えします。

② 歯つらつ栄養コース（全6回／3ヶ月間）

管理栄養士、歯科衛生士などが、栄養状態や口腔機能を確認して、バランスの良い食事のとり方や口腔ケアの方法などをお伝えます。

③ 我が家でますます元気コース（全3回／3ヶ月間）

ご家族の介護や健康上の理由により①②の教室への参加が難しい方を対象に、保健師、作業療法士などがご自宅に伺い、ご自分のペースに合わせた介護予防を実践します。

高槻市生活支援サポーター

サポーター養成講座を受けて登録し、市内高齢者の日々のちょっとした困りごとの支援を行う住民同士の助け合いを行います。サポーターは活動すると「お助けポイント」がたまり、年1回商品券と交換できます。

8. その他

要介護認定に係る認定有効期間の見直し

設定可能な認定期間については下図のように見直されますが、認定有効期間についてはこれまでどおり、要介護認定審査会にて決定します。

申請区分等		H29.3 月末まで		H29.4 月以降	
		原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲	原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲
新規申請		6 か月	3 か月～12 か月	6 か月	3 か月～12 か月
区分変更申請		6 か月	3 か月～12 か月	6 か月	3 か月～12 か月
更新申請	前回要支援→今回要支援	12 か月	3 か月～12 か月	12 か月	3 か月～24 か月
	前回要支援→今回要介護	6 か月	3 か月～12 か月	12 か月	3 か月～24 か月
	前回要介護→今回要支援	6 か月	3 か月～12 か月	12 か月	3 か月～24 か月
	前回要介護→今回要介護	12 か月	3 か月～24 か月	12 か月	3 か月～24 か月

総合事業従事者養成研修について

「高槻市介護予防・生活支援サービス事業」のうち、生活援助訪問サービス・短時間通所サービスに従事する方にサービスの提供に必要な知識、技能を習得していただくため、研修を行います。

- ◆ 平成 28 年度の実施について（案）
 - ・養成数 2 講座実施、定員 50 名程度 計 100 名程度
 - ・実施時期 平成 29 年 2 月～3 月

- ◆ 研修内容（案）

サービス従事者として、利用者の信頼感を損なうことがないよう、人権の尊重や守秘義務などの基本的な職業倫理をはじめ、制度に関する知識や自立支援に向けた生活支援技術などを身に付けるため、概ね 1 2 時間程度（2 日間）の研修を行います。

【内容】職務の理解／老化の理解／認知症の理解

介護におけるコミュニケーション技術

介護における尊厳の保持・自立支援

介護の基本／生活援助技術 等

9. 今後のスケジュール

時期	スケジュール（予定）
平成 28 年 12 月	総合事業に係る要綱・事業者指定に関する情報のホームページ掲載
平成 29 年 1 月	要支援者への周知 事業者指定申請受付開始 介護予防ケアマネジメント研修
平成 29 年 2 月	国保連合会への請求事務等の手続きについての説明会 サービスコード表及び単位表マスタのホームページ掲載 2～3月 総合事業従事者養成研修
平成 29 年 3 月	総合事業について広報誌掲載
平成 29 年 4 月	総合事業の実施

※ 必要な情報等は随時長寿生きがい課のホームページへ掲載します。